



鳥取県公報

平成15年10月24日(金)
第7530号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (643) (健康対策課)	1
	県自然環境保全地域の指定 (644) (環境政策課)	1
	県自然環境保全地域に関する保全計画の決定 (645) (")	2
	県自然環境保全地域の特別地区の指定 (646) (")	2
	地籍調査に関する事業計画の変更 (647) (耕地課)	3
教委告示	臨時教育委員会の招集 (25) (教育総務課)	4
調達公告	一般競争入札の実施 (職員課)	4

告 示

鳥取県告示第643号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人真誠会 真誠会医院	米子市河崎580	平成15年10月17日

鳥取県告示第644号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり県自然環境保全地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 県自然環境保全地域の名称
牧谷県自然環境保全地域
- 2 県自然環境保全地域の区域

岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部（面積1.5ヘクタール。次の図のとおりとする。）
（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び岩美町企画観光課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第645号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり牧谷県自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

牧谷県自然環境保全地域に関する保全計画

1 自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、岩美町大字牧谷地内にある又助池（通称）に、カキツバタ群落が発達し、希少種を含む多種類の湿性植物が生育するとともに、トンボ類を中心とする昆虫類、カイツブリ等の鳥類等の多様な野生動物が生息し、貴重な湿地生態系が形成されている地域である。

本地域のうち、多様な野生動植物が生息し、又は生育する中心的な又助池の区域を特別地区に指定し、その適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項

特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
又助池特別地区	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部 （次の図のとおりとする。）	0.3ヘクタール

3 自然環境の保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第16条第4項第7号に規定する知事が指定する湖沼又は湿原は、次のとおりとする。

湖沼又は湿原の名称	位 置	面 積
又 助 池	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部 （又助池特別地区内。次の図のとおりとする。）	0.3ヘクタール

4 自然環境の保全のための施設に関する事項

自然環境の保全のための施設は、次のとおりとする。

施設の名称種類	位 置	工 種
標 識	岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷	新 設
植 生 復 元 施 設	必要に応じて設置する。	
病害虫等除去施設	必要に応じて設置する。	

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び岩美町企画観光課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第646号

鳥取県自然環境保全条例（昭和49年鳥取県条例第41号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり牧谷県自然

環境保全地域の区域内に特別地区を指定するので、同条第2項において準用する同条例第13条第7項の規定により告示する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特別地区の名称

又助池特別地区

2 特別地区の区域

岩美郡岩美町大字牧谷字又助谷の一部（面積0.3ヘクタール。次の図のとおりとする。）

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び岩美町企画観光課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第647号

地籍調査に関する県の計画に基づく平成15年度における事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	変更前後の別	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積（平方メートル）
鳥 取 市	変更前	鳥取市津ノ井、杉崎、正蓮寺、桜谷及び東今在家の各一部	平成16年3月31日まで	0.73
	変更後	〃	〃	0.75
福 部 村	変更前	岩美郡福部村大字中、大字久志羅、大字箭浜、大字南田、大字栗谷、大字左近及び大字蔵見の各一部	〃	3.96
	変更後	岩美郡福部村大字箭浜、大字南田、大字栗谷、大字左近及び大字蔵見の各一部	〃	2.83
八 東 町	変更前	八頭郡八東町大字中、大字志谷及び大字稗前の各一部	〃	4.75
	変更後	八頭郡八東町大字中及び大字志谷の各一部	〃	3.33
東 郷 町	変更前	東伯郡東郷町大字高辻、大字方面及び大字川上の各一部	〃	0.98
	変更後	東伯郡東郷町大字高辻、大字方面、大字川上及び大字久見の各一部	〃	1.23
三 朝 町	変更前	東伯郡三朝町大字久原、大字曹源寺、大字上西谷、大字福本、大字笏賀、大字下西谷及び大字穴鴨の各一部	〃	3.70
	変更後	〃	〃	4.37
赤 碕 町	変更前	東伯郡赤碕町大字出上、大字赤碕及び大字勝田の各一部	〃	1.39

	変更後	東伯郡赤碕町大字出上、大字赤碕、大字勝田及び大字八幡の各一部	〃	〃
岸 本 町	変更前	西伯郡岸本町番原、久古、清原、真野、口別所、福岡及び吉定の各一部	〃	1.70
	変更後	西伯郡岸本町番原、久古、清原、真野、口別所、福岡、吉定及び岸本の各一部	〃	1.74
大 山 町	変更前	西伯郡大山町長田、平、宮内、今在家及び佐摩の各一部	〃	1.09
	変更後	西伯郡大山町長田、平、宮内、今在家、坊領及び佐摩の各一部	〃	1.16
日 南 町	変更前	日野郡日南町矢戸及び阿毘縁の各一部	〃	6.55
	変更後	〃	〃	6.82
江 府 町	変更前	日野郡江府町大字日の詰及び大字尾之上原の各一部	〃	0.38
	変更後	〃	〃	0.46

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第25号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成15年10月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

- 1 日時 平成15年10月28日（火）午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 県立高等学校長人事について
 - (2) その他

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県が所有する公用車の自動車任意保険加入契約

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条第1項の規定による損害保険業の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けているものであること。

(3) 鳥取県内に2箇所以上の事故処理の拠点を有し、かつ、任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。

(4) 鳥取県税及び消費税に滞納のない者であること。

(5) 平成15年10月24日（金）から同年12月1日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 資格に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部職員課福利厚生室 電話0857 - 26 - 7038

4 入札説明書等

この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成15年10月24日（金）から同月30日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

3に同じ。

5 資格の確認

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を持参し、2の資格に適合すること及び入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を提出しなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間及び時間

平成15年10月24日（金）から同年11月10日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

3に同じ。

6 入札手続等

(1) 入札書の提出方法

持参することとし、郵送による提出は不可とする。

(2) 入札執行の日時

平成15年12月1日（月）午前10時

(3) 入札執行の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第3会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

(4) 入札保証金

入札者は、入札に参加する前に、入札見積金額の100分の5以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るもの（以下「役務の資格」という。）を有し、又は平成15年12月1日（月）までに役務の資格を取得する見込みがある者については、免除する。

ア 入札保証金の納付

イ 入札保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。7（2）ウにおいて同じ。）の保証

(5) 入札の無効

2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した保険商品を提供できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 入札に当たっての留意事項

ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額を入札書に記載すること。

イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。

ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認めるときは、入札の執行を中止することがある。

7 入札後の留意事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

落札者は、契約の締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、役務の資格を有し、又は平成15年12月1日（月）までに役務の資格を取得する見込みがある者については、免除する。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 金融機関の保証

8 契約担当部局

3に同じ。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(3) 資料作成及び加入保険の内容に関する説明会は、行わない。